

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：長崎県教育委員会

令和8年10月16日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.0%
全職員	93.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-%
本庁課長相当職	96.7%
本庁課長補佐相当職	94.8%
本庁係長相当職	95.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.7%
31～35年	93.8%
26～30年	91.7%
21～25年	93.2%
16～20年	94.9%
11～15年	94.6%
6～10年	95.8%
1～5年	96.7%

【説明欄】

【対象】

- 令和7年度中に在籍している教職員（事務局職員を含む）

【男女間における給与の差異の主な理由】

- 扶養手当や住居手当等について、世帯主や住居の契約者として、男性の職員による受給が多い。
- 管理職手当について、管理職へ登用される人数が男性の方が多い。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	2 5 . 0 %

【説明欄】

教育委員会事務局（地方教育機関含む）に勤務する管理的地位にある女性職員及び県立学校事務長における女性職員の割合であり、公立学校に勤務する教育職の管理職を除く。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	0 . 0 %
本庁課長相当職	2 0 . 5 %
本庁課長補佐相当職	3 2 . 1 %
本庁係長相当職	3 3 . 3 %

【説明欄】

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率（令和7年度）

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	38.6%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	3.5%	0.0%	— %	0%
1週間以上2週間未満	5.8%	0.0%	— %	0%
2週間以上1月以下	24.4%	0.0%	— %	0%
1月超3月以下	24.4%	1.9%	— %	0%
3月超6月以下	20.9%	2.3%	— %	66.7%
6月超9月以下	11.6%	8.1%	— %	33.3%
9月超12月以下	9.3%	37.5%	— %	0%
12月超24月以下	0.0%	42.1%	— %	0%
24月超	0.0%	8.1%	—	—

【説明欄】

・会計年度任用職員（男性）で育児休業の取得対象者は、令和7年度はいなかったため、「—」表記としています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11. 6時間／月
内部部局等以外	1. 7時間／月

【説明欄】